

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について

公務のために旅行する職員に対し、「藤沢市職員の旅費に関する条例」に基づき旅費を支給していますが、社会経済情勢の変化に対応するとともに、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」の一部改正を踏まえ、職員の旅費の種類、支給額、支給方法等の一部見直しを行うものです。

1 主な改正点

(1) 改正するもの

ア 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。

→現行制度では、旅費の請求主体・受給対象が、原則、旅行した職員本人のみとしているが、旅行代理店等を通じて手配する際の事務負担軽減を図るため、市と旅行役務提供契約を結ぶ旅行代理店等を旅行役務提供者として定義し、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とするもの。

イ 赴任に伴う転居に要する費用の実態に応じて、実費額を支給する。

→現行制度では、藤沢市八ヶ岳野外体験教室への赴任に伴う移転料を定額支給する規定としているが、長期の被災地派遣等に伴う転居も想定されることから、国や他自治体の状況を勘案し、名称を転居費と改め、転居の実態に応じて、実費額を支給するもの。また、家族の移転に要する費用も含めるもの。

ウ 「扶養親族」を「家族」と改め、対象範囲を拡大する。

→現行制度では、主として職員の収入によって生計を維持している者を「扶養親族」としているが、共働き夫婦の増加や働き方の変化を踏まえ、職員と生計を一にする者を「家族」とするもの。

(2) 旅費の種類・支給額を見直すもの

現行	見直し（案）
ア 車賃〔現第10条〕 車賃は、鉄道旅行を除く陸路旅行（バス、路面電車、自動車等）に要する費用に対して、実費支給する。	→その他の交通費 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動（路線を定めて定期運行する乗合バスに係る運賃及びそれ以外の費用）に対して、実費支給する。 それ以外の費用（タクシーの運賃、レンタカーの賃料、その他付随する費用）については、旅行の実情に照らして公務上必要である場合には支給可能とする。

<p>イ 移転料〔現第12条〕</p> <p>移転料は、八ヶ岳野外体験教室への赴任に伴う移転がある場合のみ定額支給する。</p> <p>赴任の際扶養親族を移転する場合 152,000円</p> <p>赴任の際扶養親族を移転しない場合 76,000円</p>	<p>→転居費</p> <p>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（家族の移転に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額を実費支給する。</p>
<p>ウ 扶養親族移転料〔現第13条〕</p> <p>扶養親族移転料は、扶養親族一人ごとに、移転の際の年齢に応じて定めた額を支給する。</p> <p>支給額は、職員の移転に相当する旅費の一部のみ支給する。</p>	<p>→家族移転費</p> <p>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、家族一人ごとに職員の移転に相当する旅費の額（交通費及び宿泊料）を実費支給する。</p>

2 施行期日

令和8年4月1日

以 上